

横浜市若葉台地区センター指定管理者の一般財団法人化について

1 一般財団法人への移行認可申請について

横浜市若葉台地区センターの指定管理者である「財団法人若葉台管理センター」は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成25年1月8日付で神奈川県知事に一般財団法人への移行認可申請を行い、平成25年3月25日付で、神奈川県知事から、「一般財団法人若葉台まちづくりセンター」として認可が下りました。

2 一般財団法人若葉台まちづくりセンターが行う横浜市若葉台地区センターの管理運営について

一般財団法人若葉台まちづくりセンターは、一般財団法人への移行後においても、次の理由により法人としての同一性が保持されているものと判断されます。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と異なること。
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと。

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同法人が横浜市若葉台地区センターの管理運営を行います。

3 本委員会への報告について

本来は、新法人への認可申請後、所管行政庁（神奈川県知事）から認可の判断が示される前に、本委員会に報告すべき案件であります。法人から旭区への連絡が認可後に行われ、事実確認に時間を要したことにより、本委員会への報告となりました。